

申 請

平成 23 年 5 月 23 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人 殿

福島県知事
佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づき平成 23 年 4 月 13 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

- 1 福島県川内村において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたもの）
- 2 解除を申請する理由：別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

しいたけ（露地において原木で栽培されたもの）：川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20 km 圏内の区域を除く。以下同じ。）

2 現在までの検査結果

4月10日の検査結果において、伊達市、新地町及び飯舘村の検査地点から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことを受け、これらの3市町村と福島第一原発の間に位置する市町村、並びに避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域にかかっている市町村（川内村を含む）について出荷制限の指示が行われ、川内村は区域の大半が当時避難区域、緊急時避難準備区域となっているため、出荷制限の対象とされたところである。

その後、川内村の露地栽培原木しいたけのモニタリング調査の強化と、今後の出荷制限指示解除に向けた検証のため検査を行った結果、以下のとおり、暫定規制値を下回った。

なお、川内村の生産者は1戸のみであり、栽培地点も同町下川内の1地点のみである。

【川内村の検査実施状況】（単位：Bq/kg）

採取	判明	川内村大字下川内	
		ヨウ素	セシウム
5/6	5/8	未検出	230
5/12	5/15	19	167
5/19	5/22	未検出	420

3 解除後のモニタリング計画

解除後においても、発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、露地栽培原木しいたけの発生状況を確認しながら、生産箇所（※川内村は生産者1名のため1地点のみ）について、1週間毎に検査を継続する。

<解除後の当面の検査日程（採取日）> 5/27, 6/3

また、福島県下全域において、露地栽培原木しいたけを主体に、引き続き1週間毎に検査を継続する。

4 出荷管理

川内村の生産者1戸に対し、出荷先、販売先の記録の保存と必要に応じて当該記録の県への提出を求め、出荷先等を把握する。

また、川内村から出荷される露地栽培原木しいたけについて、原産地としてそれぞれ「川内村」を、栽培方法として「原木・露地」を表示するよう、生産者に指導する。

さらに、これら取組が確実に行われるよう、各生産者を巡回指導する。

こうした取組の過程で、万一不適切な事案が確認された場合は、速やかに是正措置を講じる。

5 出荷制限区域の露地栽培原木しいたけが出荷されないことの確保

次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

(1) 生産者対策

引き続き出荷制限指示が継続される16市町村（田村市及び川内村は東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域に限る。以下同じ。）については、これまで同様、出荷を行わないよう生産者等関係者に要請するとともに、生産者への巡回指導を行う。

(2) 流通対策

引き続きJA、直販所、卸売り市場に対し、出荷制限指示が継続される16市町村の露地栽培原木しいたけを扱わないことや市町村名及び栽培方法の表示がないしいたけについては、産地の市町村名及び栽培方法を確認の上、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上及び通販誌の監視を行い、出荷制限指示が継続されている16市町村の露地栽培原木しいたけが販売されていないかを確認する。

6 モニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

川内村の露地栽培原木しいたけの出荷自粛を要請するとともに、周辺地域への広がりを確認するための検査を強化する。